

令和元年生駒市教育委員会

第4回臨時会 議案

令和元年7月29日

生駒市教育委員会

令和元年生駒市教育委員会（第4回）臨時会議案目録

議案番号	議 案 名	項
議案第23号	令和元年生駒市議会第4回（8月）臨時会提出議案の意見について	1

議案第 23 号

令和元年生駒市議会第 4 回（8 月）臨時会提出議案の意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、教育委員会の意見を求める。

令和元年 7 月 29 日提出

生駒市教育委員会

教育長 中 田 好 昭

【提出議案】

- ・ 令和元年度生駒市一般会計補正予算（第 2 回）
- ・ 生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の制定について
- ・ 生駒市保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- ・（仮称）生駒北学校給食センター整備運営事業に係る事業変更契約の締結について（追加提案分）



議案第 49 号

令和元年度生駒市一般会計補正予算（第2回）

令和元年度生駒市の一般会計の補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ806,324千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39,639,951千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表地方債補正」による。

令和元年8月1日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 地方特例交付金		360,657	18,196	378,853
	2 子ども・子育て支援 臨時交付金	245,522	18,196	263,718
15 国庫支出金		5,278,520	353,946	5,632,466
	1 国庫負担金	4,631,155	19,442	4,650,597
	2 国庫補助金	618,826	334,504	953,330
16 県支出金		2,827,248	9,721	2,836,969
	1 県負担金	1,826,870	9,721	1,836,591
19 繰入金		2,820,686	213,311	3,033,997
	1 基金繰入金	2,820,686	213,311	3,033,997
20 繰越金		99,857	-24,150	75,707
	1 繰越金	99,857	-24,150	75,707
22 市債		1,752,500	235,300	1,987,800
	1 市債	1,752,500	235,300	1,987,800
歳 入 合 計		38,833,627	806,324	39,639,951

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		15,520,608	30,750	15,551,358
	2 児童福祉費	6,875,396	30,750	6,906,146
8 教育費		4,383,160	775,574	5,158,734
	4 幼稚園費	770,280	13,320	783,600
	6 保健体育費	1,510,417	762,254	2,272,671
歳 出 合 計		38,833,627	806,324	39,639,951

第 2 表 地 方 債 補 正

追加

[単位 千円]

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
生駒北学校 給食センター 整備事業	235,300	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率 見直し方式で借り入れ る場合について、利率 の見直しを行った後 においては、当該見直し 後の利率)	政府資金についてはその融資条 件により、銀行その他の場合には その債権者と協定するものとし る。ただし、市財政の都合により 据置期間及び償還期限を短縮し、 若しくは繰上償還又は低利に借換 えることができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 10 地方特例交付金

(項) 2 子ども・子育て支援臨時交付金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 子ども・子育て支援臨時交付金	245,522	18,196	263,718	1 子ども・子育て支援臨時交付金	18,196		
計	245,522	18,196	263,718				

[単位 千円]

(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 民生費国庫負担金	4,631,155	15,374	4,646,529	2 児童福祉負担金	15,374	子育てのための施設等利用給付交付金 子どものための教育・保育給付交付金	13,320 2,054
2 教育費国庫負担金	0	4,068	4,068	1 幼稚園費負担金	4,068	子育てのための施設等利用給付交付金	
計	4,631,155	19,442	4,650,597				

[単位 千円]

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
6 教育費国庫補助金	59,866	334,504	394,370	5 保健体育費補助金	334,504	学校給食センター施設整備事業補助金	
計	618,826	334,504	953,330				

[単位 千円]

(款) 16 県支出金

(項) 1 県負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費県負担金	1,814,028	7,687	1,821,715	2 児童福祉費負担金	7,687	子育てのための施設等利用給付交付金 子どものための教育・保育給付交付金 6,660 1,027
4 教育費負担金	0	2,034	2,034	1 幼稚園費負担金	2,034	子育てのための施設等利用給付交付金
計	1,826,870	9,721	1,836,591			

(款) 19 繰入金

(項) 1 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 減債基金繰入金	2,345,937	213,311	2,559,248	1 減債基金繰入金	213,311	
計	2,820,686	213,311	3,033,997			

(款) 20 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	99,857	-24,150	75,707	1 繰越金	-24,150	前年度繰越金
計	99,857	-24,150	75,707			

(款) 22 市債

(項) 1 市債

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
5 教育債	47,500	235,300	282,800	5 保健体育債	235,300	生駒北学校給食センター整備事業債	
計	1,752,500	235,300	1,987,800				

歳 出

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特定財源		その他			
				国県支出金	特出金				
2 児童保育費	2,429,213	30,750	2,459,963	23,061 (国負)	7,689 (地特)	7,689	19 負担金補助及び交付金	30,750	認可外保育施設等利用料負担金 26,640 副食費負担金 4,110
計	6,875,396	30,750	6,906,146	23,061	7,689	7,689			

[単位 千円]

(款) 8 教育費

(項) 4 幼稚園費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特定財源		その他			
				国県支出金	特出金				
1 幼稚園費	763,622	13,320	776,942	6,102 (国負)	7,218 (地特)	7,218	19 負担金補助及び交付金	13,320	私立幼稚園預かり保育等利用料負担金 8,136 公立幼稚園預かり保育等利用料負担金 5,184
計	770,280	13,320	783,600	6,102	7,218	7,218			

[単位 千円]

(款) 8 教育費

(項) 6 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特定財源		その他			
				国県支出金	特出金				
4 生駒北学校給食センター整備運営費	353,485	762,254	1,115,739	334,504 (国補)	213,311 (繰入)	213,311	13 委託料	762,254	生駒北学校給食センター整備運営委託料
計	1,510,417	762,254	2,272,671	334,504	213,311	213,311			

[単位 千円]



議案第 51 号

生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に
関する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和元年8月1日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する
条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に当たって教育・保育給付認定保護者が負担すべき費用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小学校就学前子ども 法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。
- (2) 教育・保育給付認定保護者 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。
- (3) 特定教育・保育施設 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設を

いう。

(4) 利用者負担額 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項第1号から第3号までに規定する政令で定める額を限度として教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額をいう。

(5) 特定地域型保育事業 法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業をいう。

(6) 教育認定子ども 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項第1号に規定する教育認定子どもをいう。

(7) 満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。

(8) 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。

（利用者負担額）

第3条 利用者負担額は、次の各号に掲げる小学校就学前子どもの区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども 0円

(2) 満3歳未満保育認定子ども 別表に定める額

（利用者負担額の減免）

第4条 市長は、規則で定めるところにより、利用者負担額を減免することができる。

（利用者負担額の還付）

第5条 既納の利用者負担額は、還付しない。ただし、規則で定める理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(生駒市立幼稚園保育料徴収条例の廃止)

2 生駒市立幼稚園保育料徴収条例（昭和25年4月生駒市条例第16号）は、
廃止する。

(経過措置)

3 前項の規定による廃止前の生駒市立幼稚園保育料徴収条例の規定により徴収
すべき保育料については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

各月初日に在籍する満3歳未満保育認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）	
階層区分	定義	保育標準時間の場合	保育短時間の場合
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	円 0	円 0
B	市町村民税が非課税の世帯（A階層の世帯を除く。）	0	0
C ₁	市町村民税の額が均等割の額のみ在世帯（A階層の世帯を除く。）	9,000 (4,500)	8,800 (4,400)
C ₂	市町村民税の課税	10,500 (5,250)	10,300 (5,150)
C ₃	世帯（C ₁ 階層の世帯を除く。）であ	12,000 (6,000)	11,700 (5,850)
C ₄	って、その額の区	14,000 (7,000)	13,700 (6,850)
C ₅	分が次の	16,000 (8,000)	15,700 (7,850)
C ₆	区分に該	18,500 (9,250)	18,100 (9,050)
C ₇	当する世帯（A階層の世帯を除く。）	21,000 (10,500)	20,600 (10,300)
C ₈		25,100 (12,550)	24,600 (12,300)
C ₉		28,300 (14,150)	27,800 (13,900)
C ₁₀		30,900 (15,450)	30,300 (15,150)

C ₁₁	市町村民税所得割合算額が 122,100円以上139,799円以下	33,600 (16,800)	33,000 (16,500)
C ₁₂	市町村民税所得割合算額が 139,800円以上157,299円以下	36,400 (18,200)	35,700 (17,850)
C ₁₃	市町村民税所得割合算額が 157,300円以上169,399円以下	39,000 (19,500)	38,300 (19,150)
C ₁₄	市町村民税所得割合算額が 169,400円以上192,899円以下	42,400 (21,200)	41,600 (20,800)
C ₁₅	市町村民税所得割合算額が 192,900円以上258,899円以下	45,700 (22,850)	44,900 (22,450)
C ₁₆	市町村民税所得割合算額が 258,900円以上298,599円以下	49,300 (24,650)	48,400 (24,200)
C ₁₇	市町村民税所得割合算額が 298,600円以上392,899円以下	61,600 (30,800)	60,500 (30,250)
C ₁₈	市町村民税所得割合算額が 392,900円以上	68,000 (34,000)	66,800 (33,400)

備考

- 1 この表の「保育標準時間の場合」とは、保育の利用が1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の場合をいう。
- 2 この表の「保育短時間の場合」とは、保育の利用が1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の場合をいう。
- 3 この表の「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- 4 この表の「市町村民税所得割合算額」とは、令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。

5 4月分から8月分までの利用者負担額にあつては前年度の市町村民税の額により算定するものとし、9月分から翌年の3月分までの利用者負担額にあつては当該年度の市町村民税の額により算定するものとする。

6 この表の市町村民税の課税又は非課税の別及び市町村民税所得割合算額を計算する場合には、教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者（以下「教育・保育給付認定保護者等」という。）が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該教育・保育給付認定保護者等を地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなして、同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。）並びに第314条の2第1項（第8号に係る部分に限る。）及び第3項の規定を適用する。この場合において、同項中「寡婦のうち同号イに該当する者」とあるのは、「寡婦」とする。

(1) 婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもののうち、扶養親族（地方税法第292条第1項第9号に規定する扶養親族をいう。）又は規則で定める生計を一にする子（次号において「生計を一にする子」という。）を有するもの

(2) 婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもののうち、生計を一にする子を有し、かつ、前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。）が500万円以下であるもの

7 この表のC₂階層からC₁₈階層までにおける市町村民税所得割合算額を計算する場合には、地方税法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第5項、第5条の

5 第2項及び第45条の規定は適用しないものとし、教育・保育給付認定保護者等が所得割(同法第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。以下同じ。)の賦課期日において指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域内に住所を有していた者であるときは、当該教育・保育給付認定保護者等は、当該所得割の賦課期日において指定都市以外の市町村の区域内に住所を有していた者とみなす。

8 C₁階層からC₁₈階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の小学校就学前子どもが児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所(以下「保育所」という。)、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園(以下「幼稚園」という。)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第7条第1項に規定する認定こども園(以下「認定こども園」という。)、学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校幼稚部(以下「特別支援学校幼稚部」という。)若しくは児童福祉法第7条第1項に規定する児童心理治療施設の通所部(以下「児童心理治療施設通所部」という。)に入所し、又は同法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援(以下「児童発達支援」という。)若しくは同条第3項に規定する医療型児童発達支援(以下「医療型児童発達支援」という。)を利用している場合において、次の表の第1欄に掲げる小学校就学前子どもが満3歳未満保育認定子どもであるときは、同表の第2欄に掲げる額をその小学校就学前子どもの利用者負担額とする。

第 1 欄	第 2 欄
ア 保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは児童心理治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している小学校就学前子どものうち、年長者（該当する小学校就学前子どもが 2 人以上の場合は、そのうち 1 人とする。）	別表に定める額（同表に定める括弧内の額以外の額をいう。）
イ 保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは児童心理治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用しているアに規定する小学校就学前子ども以外の小学校就学前子どものうち、年長者（該当する小学校就学前子どもが 2 人以上の場合は、そのうち 1 人とする。）	別表に定める括弧内の額
ウ ア及びイに規定する小学校就学前子ども以外の小学校就学前子ども	0 円

9 前項の規定にかかわらず、満 3 歳未満保育認定子どもの属する世帯が次に掲げる世帯（以下「要保護者等世帯」という。）である場合におけるこの表の適用については、C₁階層からC₅階層までの世帯にあつては当該世帯の利用者負担額は同表に定める括弧内の額とし、C₆階層の世帯及びC₇階層のうち市町村民税所得割合算額が 77, 100 円以下の世帯にあつては当該世帯の利用者負担額は 9, 000 円とする。

- (1) 母子世帯 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号) 第 6 条第 6 項の配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯
- (2) 父子世帯 母子及び父子並びに寡婦福祉法第 6 条第 6 項の配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものの世帯

(3) 在宅障害児（者）のいる世帯 次に掲げる児（者）を有する世帯

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 奈良県から療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金の障害基礎年金等の受給者

(4) その他の世帯 教育・保育給付認定保護者の申請により生活保護法に規定する要保護者等特に困窮していると市長が認める世帯

10 前2項の規定にかかわらず、特定被監護者等（令第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合におけるこの表の適用については、満3歳未満保育認定子どもの属する世帯がC₁階層からC₄階層までの世帯及びC₅階層のうち市町村民税所得割合算額が57,699円以下の世帯（要保護者等世帯を除く。）の利用者負担額は、最年長の特定被監護者等から順に2人目は同表に定める括弧内の額、3人目以降は0円とし、満3歳未満保育認定子どもの属する世帯が要保護者等世帯であってC₁階層からC₆階層までの世帯及びC₇階層のうち市町村民税所得割合算額が77,100円以下の世帯の利用者負担額は、最年長の特定被監護者等から順に2人目以降は0円とする。



議案第 52 号

生駒市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和元年 8 月 1 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市立保育所条例の一部を改正する条例

生駒市立保育所条例（昭和 30 年 3 月生駒市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

生駒市立保育所の設置等に関する条例

第 2 条の表生駒市立みなみ保育園の項中「120 人」を「200 人」に改める。

第 4 条から第 4 条の 3 までを削り、第 5 条を第 4 条とし、第 6 条を第 5 条とする。

別表を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の表の改正規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の生駒市立保育所条例の規定により納付すべき保育料については、なお従前の例による。



議案第 53 号

生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和元年8月1日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例

生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め
る条例（平成26年12月生駒市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第9号中
「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第10号中「支
給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条中第22号を第2
7号とし、第16号から第21号までを5号ずつ繰り下げ、同条第15号中「の
規定において」を「において」に改め、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認
定保護者」に改め、同号を同条第20号とし、同条中第14号を第19号とし、
第13号を第18号とし、同条第12号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」
に改め、同号を同条第17号とし、同条中第11号を第16号とし、第10号の
次に次の5号を加える。

- (11) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令（平
成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項に規定する満3

歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。

(12) 特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。

(13) 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。

(14) 市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。

(15) 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

第3条第1項中「適切な内容」を「適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容」に改める。

第4条の見出しを削る。

第5条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「利用者負担」を「第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第6条の見出し中「利用申込みに対する」を削り、同条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項及び第3項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第7条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第8条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「支給認定証」の次に「(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)」を加え、「支給認定の」を「教育・保育給付認定の」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第9条の見出し及び同条第1項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第2項中「支給認定の」を「教育・保育給付認定の」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第10条及び第11条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第13条第1項中「(特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。)」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」に改め、「利用者負担額(」の次に「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての」を加え、「(特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。)」を削り、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「規定する額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額)」を「掲げる額」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第3号中「に要する費用(法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学

校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。)を「(次に掲げるものを除く。)に要する費用」に改め、同号に次のように加える。

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第13条第4項第5号、第5項及び第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第14条第1項中「第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項」を「第27条第1項の施設型給付費をいう。以下この項、第19条及び第36条第3項」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第16条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第17条中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第19条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第20条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第21条及び第24条から第26条までの規定中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第27条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・

保育給付認定保護者」に改める。

第28条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第30条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第3項及び第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第32条第2項及び第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第34条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する提供した」を「の規定による」に改め、「に係る必要な事項」を削り、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第35条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「を含む」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含む」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「とする」を「と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「除く」とあるのは「除き、特別利用保育を受ける者を含む」とする」に改める。

第36条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「を含む」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含む」に、「と、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは

「除く。）」を「と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「を除く」とあるのは「及び特別利用教育を受ける者を除く」に改める。

第37条の見出しを削り、同条第1項中「のうち、家庭的保育事業にあつてはその」を「(事業所内保育事業を除く。)の」に、「。)の数を」を「。)の数は、家庭的保育事業にあつては」に改め、「小規模保育事業A型をいう」の次に「。第42条第3項第1号において同じ」を加え、「同条」を「同条例第27条」に改め、「小規模保育事業B型をいう」の次に「。第42条第3項第1号において同じ」を加え、「その利用定員の数を」を削り、「附則第4条」を「附則第3条」に改める。

第38条第1項中「利用者負担」を「第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第39条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」に、「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第40条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第41条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第42条第1項中「この項」の次に「から第5項まで」を加え、同項第1号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「をいう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同項第3号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項を同条第9項とし、同条第3項中「を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のもの」を「(第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う者」に改め、同項を同条第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第4条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第42条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第1項の次に次の4項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連

携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第43条第1項中「（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第50条において準用する第14条において同じ。）」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規

定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第3号に規定する市町村が定める額とする。)を削り、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「(その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額)をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額)」を削り、同条第3項から第6項までの規定中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第46条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第47条第1項及び第2項ただし書き中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第49条第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項」を「の規定による特定地域型保育」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第50条中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育」に、「第14条第1項」を「第11条中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同

じ。)」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項に、「第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。)」を「第27条第1項の施設型給付費をいう。以下この項、第19条及び第36条第3項に、「第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項において同じ。)」を「第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」に改める。

第51条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定子どもを」を「教育・保育給付認定子どもを」に改め、同条第3項中「特別利用地域型保育を含むものとして、この章（第39条第2項及び第40条第2項を除く。）の規定を適用する」を「特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。次条第3項において同じ。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「同

号又は同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする」に改める。

第52条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「特定利用地域型保育を含むものとして、この章の規定を適用する」を「特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳未満

保育認定子どもに限る。)に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子どもに係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする」に改める。

附則第2条第1項中「(法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が）」とあるのは「(当該特定教育・保育施設が」と、「定める額とする。)をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第19条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。）」に改め、「(法第27条第3項第1号に規定する額」とあるのは「(法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」を「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）」に改める。

附則第3条を削り、附則第4条を附則第3条とする。

附則第5条中「特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」に、「5年」を「10年」に改め、同条を附則第4条とする。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。



議案第 54 号

(仮称) 生駒北学校給食センター整備運営事業に係る事業変更契約の締結について

(仮称) 生駒北学校給食センター整備運営事業について、下記のとおり事業変更契約を締結するため、民間資金等の活用による公共施設等の設備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 (仮称) 生駒北学校給食センター整備運営事業
- 2 契約の方法 総合評価一般競争入札
- 3 契約金額
 - (1) 変更前 6, 848, 322, 003円
 - (2) 変更後 6, 756, 558, 967円
- 4 契約の相手方 生駒市谷田町808番地
株式会社生駒北学校給食サービス
代表取締役 山本 徳 憲
- 5 契約期間 契約の日から令和16年7月31日まで

令和元年8月1日提出

生駒市長 小 紫 雅 史